

## 新保屋コワーキングスペース 利用規約

本利用規約は、新保屋コワーキングスペースのご利用について定めるものです。

当スペースの利用申込み及び、ご利用に際しては、本規約を確認の上同意し、ご利用をお願いいたします。

(利用について)

1. 利用料金は基本前払いとします。設備のトラブル等で利用できない場合もご返金は致しかねることをご了承ください。
2. ビジネスにおける秘密事項や仕事道具、個人のお荷物、私物、貴重品についての管理は、ご自身の管理になります。当スペースは事件等起きても一切責任を負いませんので、十分注意を払うようにご理解の程よろしくお願いします。
3. 荷物の一時預かりにも対応します。その場合、管理者へご相談をお願いいたします。
4. 忘れ物があった場合、忘れ物の保管期間は1ヶ月までとします。所有者不明で問い合わせもなく保管期間を過ぎた場合、処分をいたします。
5. 設備、備品等の破損は損害を賠償して頂きます。
6. 当スペース内の撮影は可能です。ただし他の利用者が写ってしまう場合は利用者本人に許可を得て撮影をお願いします。またインターネット上に公開する場合は特に周りへの配慮と注意、了解を頂きますようお願いいたします。
7. 13にある利用禁止にならないよう、会員同士が気持ちよく利用できるようご配慮ください。
8. 施設敷地内は全面禁煙です。
9. 食事・ソフトドリンク・仕事道具は持ち込み自由です。ただし、発生したゴミは持ち帰るようお願いいたします。また、共用スペースのため、室内では充分良くても、近隣に聞こえるレベルの大きな音・声を出すような作業並びに行為は控えてください。
10. お帰りの際には、使用された机・椅子・備品などの整理整頓をしてください。

1 1. 当スペースを住所や郵便の受け取り口として利用する場合には、HP や名刺に記載する場合に、当スペースの住所の後に「新保屋コワーキングスペース内」と記載をいただきますようお願いいたします。

1 2. イベント（以下「セミナー・フォーラム・プレゼン・パーティー・スクール・その他コワーキングスペースを利用して開催する催し物」と定義する）を開催する際には、施設管理者と必ず相談の上で開催するようお願いいたします。

（利用を禁止する場合）

1 3. 以下のような場合は、個人・団体問わずコワーキングスペースの利用を禁止します。

- ・本規約に違反をした場合
- ・登録に虚偽の内容があった場合
- ・違反・迷惑行為に対し当スペースによる警告にもかかわらず改善がされない場合
- ・セクシャルハラスメント・パワーハラスメント・ストーカー等の他人への迷惑行為をした場合
- ・宗教の布教活動及び勧誘につながる利用
- ・連鎖販売取引、MLM、マルチ商法またはそのビジネスモデルを応用発展させたビジネス等、特定商取引法第2章から第5章に関わる特定商取引に定義されている利用者の信用を害する恐れのある勧誘商法での利用
- ・直接または将来的に暴力団、風俗関係など犯罪に抵触する可能性の高い目的での利用
- ・上記利用上の注意を守れない場合

1 4. 政治活動は原則禁止ですが、政策の意見交換や考察・検討を目的としたイベントまたはその宣伝のみ利用を認めます。

1 5. 責任者として公序良俗に反する危険性を判断した場合は、警察・市消費者センターなどに通報した上で、一切の利用を禁止します。

1 6. 1 3 に規定する利用禁止行為を行っていると従業員が判断した場合、利用料金について料金の10倍を請求します。ご注意ください。

（反社会的勢力の排除）

1 7. 利用者および利用団体は、自己または自己の代理人が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ・暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、

暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）

- ・暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ・暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ・自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ・暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ・役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

18. 利用者および利用団体は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。

- ・暴力的な要求行為
- ・法的な責任を超えた不当な要求行為
- ・取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ・風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ・その他前各号に準ずる行為

（規約の変更）

19. 運営者は、利用者に事前承諾を得ることなく、本規約の全部または一部を変更できるものとします。

20. 本規約は予告なく変更させる場合がございます。変更内容につきましては、コワーキングスペース内掲示にてお知らせします。

21. 利用禁止など当スペースにてトラブルが発生した場合には、名前・住所・電話番号等専用用紙に記入していただき、今後の利用に際し注意する上、13～17に規定する行為をした場合、当局に資料として提出いたします。ご注意ください。

（新型インフルエンザ等流行に対する対応）

22. 新型インフルエンザ等対策措置法に基づき国又は地方公共団体より緊急事態宣言が金沢市内において発令された場合、国又は地方公共団体から営業の休止を要請された場合は、営業を休止します。休止期間は2週間とするが、宣言の解除など情勢に応じて延長します。

23. 新保屋 coworking space 利用によって新型インフルエンザ及びそれに該当する新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、新保屋 coworking space はスペースを利用させた事において責任を負いません。ご理解のほどよろしく願いいたします。

令和3年8月1日

新保屋 coworking space 管理者